

令和6年4月1日スタート

安全な貸切バスを利用者の方に安心して利用いただくため、新たな安全ルールがスタートします。

【主な変更点】

- ・業務前、業務後等の点呼を動画で撮影し、90日間保存することとなります。
- ・アルコール検知器による呼気の検査中の顔写真を撮影し、90日間保存することとなります。
- ・点呼の記録(点呼簿など)を電子ファイルで3年間保存することとなります。
- ・デジタル式運行記録計の使用が必須となるとともに、3年間保存することとなります。

パンフレットはこちら



<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001714474.pdf>

貸切バス事業者のみなさま

令和6年4月1日スタート

安全な貸切バスを利用者の方に安心してご利用いただくため、デジタルも活用した新たな安全ルールがスタートします。概要はこちらのパンフレットをご確認ください。



動画による解説はこちら



<https://www.youtube.com/watch?v=GHzqd6U4xGE>



(国土交通省のYouTubeチャンネルへ)